

2019年4月

消費税法改正に伴うご請求金額のお知らせ

お客さま各位

一般財団法人 関東電気保安協会

平素は、弊協会事業に対しまして、格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

2016年11月28日に施行された法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられることとなっています。この度の消費税率の変更に伴い、お客さまとの取引に関する消費税率の取り扱いについて、改正消費税法並びに消費税転嫁対策特別措置法（平成28年法律第85号）に準拠し、新税率の適用を受ける部分については新税率（10%）にて計算しご請求させていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- ※1 2019年9月30日以前にご契約いただいたものについても、役務提供の完了日が消費税等の税率引き上げ施行日（2019年10月1日）以降となる部分につきましては、契約の締結・入金のとおりにかかわらず法に準拠し、税率変更後の消費税率10%を適用しご請求させていただきます。
- ※2 消費税の引き上げが延期された場合は、お預かりした消費税差額分(2%)を返金いたします。